

高松市立塩江小学校いじめ防止基本方針

令和5年度版

令和5年4月1日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

この方針において、「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）によるものとし、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

しかし、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得ることから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように、いじめへの対応を組織的に取り組んでいく。

2 いじめの未然防止のための取り組み

児童にとって、友達関係の質は社会の中で生きていくためにも、毎日の生活にとってもたいへん重要な意味を持つと考える。それは、友達との相互作用を通して、悩み、競い合い、励まし合い、助け合うことで豊かに成長していくからである。一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる心を育てていくために、学校全体で取り組んでいく。また、教師全員が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を味わわせて自尊感情を育むことができるように努めていく。

(1) 道徳教育

調和のとれた豊かな人間性と知力・体力・実践力のある児童を育成するために、豊かな学習や体験活動と道徳的価値を関連させた「塩小マスタープラン」を作成して計画的に実践する。さらに、各教科や特別活動においても、道徳教育との関連を重視し、命の大切さを学習の中心において指導を行う。

(2) 道徳の日

学校行事や体験活動と関連づけて、学校と家庭が連携しながら子どもの心を共に育てていくために、毎月一回、道徳の日を設定する。活動についての感想や反省をワークシートに書くことで、自分を見つめ、心を豊かにしていくことができるようにする。それを「道徳ファイル」に綴じ、家庭に持ち帰ることにより、家族と話し合う機会を設ける。また、道徳日よりでも、道徳の日のねらいや子どもたちの取り組みの様子を伝えることで学校と家庭がより連携できるようにする。

(3) 塩江 SST プログラム

友だち関係の質を高めるために、共に活動する相手との関係を調整し、共通の活動を遂行するために役割を分担し、相手の気持ちに配慮しながら自分を主張する技能が必要となる。そこで、子どもたち一人一人が健全な人格の持ち主として、豊かな自己実現を図り、個性の伸長と社会性を身に付けられるように塩江 SST プログラム（「自分づくり」スキル、「なかまづくり」スキル、「集団づくり」スキル）を作成して実践する。（学級タイム、学活の時間等を活用する。）

(4) 人権月間、「強めよう絆」月間の取り組み

各学級の実態に応じて目標を設定し、なかまづくりを促進し、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。

(5) 保護者、関係機関、地域社会との連携

いじめの防止等に関する学校の取り組みについて保護者への啓発に努めるとともに、いじめの防止等に向けて、保護者との連携を図る。また、関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。特に、地域社会との連携については、地域コミュニティ協議会等とも連携した「スマイルあいさつ運動」などの取り組みの機会を積極的に活用する。

3 いじめの早期発見のための取り組み

(1) 日常的な観察及び情報交換

すべての教職員が、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように連絡帳や日記帳などを活用して、日々の学校生活や友人関係の把握に努める。そして、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。（職員会議での情報交換の場の設定）

(2) アンケートの実施

いじめの実態を把握したり、いじめを訴えやすい雰囲気をつくったりするため、年2回、6月・12月に「なかよしアンケート」を、9月に「心のアンケート」を実施する。また、アンケート結果をもとに個別面談等を実施する。アンケートの結果は、個人懇談会等を利用し、適切な内容及び方法で保護者にも伝える。

(3) 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めるため、児童や保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備し、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラー等の専門家やハートアドバイザー、教職員による教育相談（基本的に毎週火曜日）を実施する。

4 いじめの早期解決に対する措置

(1) いじめを認知したときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止めさせるとともに、全職員で情報を共有して複数の職員で速やかに対処する。
- ② 関係児童から事情の聴き取りなどして、事実関係を確認する。事実確認の結果は被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ③ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに関係機関、警察署等に通報し、適切に援助を求める。

(2) 関係児童への支援と指導

- ① 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意しながら、加害・被害児童から事実関係の聴き取りを複数で行う。
- ② 双方とも家庭訪問により、迅速に事実関係と今後の対応を伝える。被害児童には、寄り添い、支える体制を整える。また、加害児童への指導は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように行い、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ③ 些細なことでも、チームをつくり、学校として解決に当たる。プライバシーに配慮しつつ、スクールカウンセラーやPTA・学校評議員などに事態を報告し、一体となって解決に取り組む。事案によっては教育委員会や民生委員等と連携を図る。
- ④ 新型コロナウイルスは、誰でも感染する可能性があることを児童の実態に合わせて指導を行う。いじめやうわさを流す児童に対しては、まず、とめて、個別に話を聞き、家族や感染症に関わる立場の人が、いじめを見たり、うわさを聞いたりしてどう思うかを考えさせ、自省を促す

5 いじめ問題に取り組む校内組織等

(1) 生徒指導委員会

毎月の定例職員会議において、気になる児童の現状や指導について全職員が情報交換を行う。また、生徒指導主事は、塩江小中合同生徒指導委員会に参加し、情報交換を行い、小中の情報を共有する。

(2) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等による対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(3) 教職員の資質の向上

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童のわずかな変化に敏感に察知できるよう、いじめの防止等についての校内研修等を実施する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット、LINE、SNS等の適切な利用等について、学習参観日、PTA夏季研集会等を活用し保護者への啓発を行う。